



肥料生産業務関係者さまへ



## 肥料を生産するときは…

肥料の品質の確保等に関する法律により  
届出が義務付けられています

### 新規の申請 届出

普通肥料：新規に生産する場合は、肥料登録申請書により申請し、登録を受けなければなりません。

上記以外：新規に生産する場合は、生産業務を開始する1週間前までに届け出なければなりません。

### 変更の届出

届出事項に変更を生じた場合は、変更があった日から2週間以内に届け出なければなりません。



### 廃止の届出

普通肥料：登録の有効期間が満了又は失効したときは、その日から遅滞なく届け出なければなりません。

上記以外：届け出ている肥料の生産をやめたときは、その日から2週間以内に届け出なければなりません。

2年間保存

### 帳簿の備付

肥料生産業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、生産の都度、肥料の名称、数量、年月日を記載しなければなりません。このとき、肥料の名称の記載は通称名（ペットネーム）ではなく正式な登録・届出名称で。

# 肥料生産業務届の提出先・問い合わせ先



販売所の所在地	提出先	電話番号
京都市 向日市 長岡京市 大山崎町	農林水産部 農産課 環境にやさしい農業推進係 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 普通肥料 特殊肥料 指定混合肥料	075-414-4959
宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 久御山町 井手町 宇治田原町 笠置町 木津川市 和束町 精華町 南山城村	山城広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 地域戦略・野生鳥獣係 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 特殊肥料 指定混合肥料	0774-21-3212
亀岡市 南丹市 京丹波町	南丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 地域戦略・野生鳥獣係 〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4番1号 特殊肥料 指定混合肥料	0771-22-0426
福知山市 舞鶴市 綾部市	中丹広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 農業振興係 〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地 特殊肥料 指定混合肥料	0773-62-2743
宮津市 京丹後市 与謝野町 伊根町	丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 農業振興係 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 特殊肥料 指定混合肥料	0772-62-4305

※普通肥料の生産業務の届出はすべて農産課にご提出ください

